

8 インターネット上の自殺予告事案等への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。同ガイドラインを踏まえ、都道府県警察においてプロバイダ等と連携した対応を実施し、自殺防止の措置を講じている。21年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は、223件である。これらにより自殺予告をした者は228人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、表のとおりであり、そのうち自殺のおそれがあった78人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

発信者情報の開示を受けた自殺予告事案への対応状況

既に自殺により死亡	2人
既に自殺を図っていたが、救護等により存命	9人※
自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止	78人
いたずら等自殺のおそれがないことが判明	104人
書込者が判明せず	35人
合 計	228人

※ このうち、警察官による発見・救護は4人。

また、上記「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」は、自殺予告事案等の有害情報についても対応している。総務省では、プロバイダの迅速・的確な対応が可能となるようこれらのガイドラインについての支援・促進活動を行っており、今後も継続して行うこととしている。

さらに、総務省では、平成21年8月から、社団法人テレコムサービス協会に対し、電気

通信事業者等からインターネット上の違法有害情報に関する相談を受け、「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」等に基づいた助言や事例紹介を行うなどの違法・有害情報に関する相談業務を委託し、違法・有害情報相談センターとして運用している。さらに、19年11月より、「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、自殺予告事案等の違法・有害情報への総合的な対応の在り方について検討し、21年1月に民間の自主的取組の一層の促進やリテラシー向上の取組を提言した最終報告書を取りまとめた。

次に、インターネットを通じた有害情報の取得をきっかけとして起きる社会問題に対応するため、フィルタリング^{※3}の普及も重要である。

総務省では、平成18年11月、19年12月及び20年4月の3度にわたり、携帯電話等のフィルタリングについて、その導入促進及び改善等を携帯電話事業者等に対し要請しており、関係事業者と連携してその導入促進を進めてきたところである。また、21年4月から施行された青少年インターネット環境整備法に基づき、更なるフィルタリングの導入促進に取り組んで行くこととしている。

経済産業省では、フィルタリングの基準の見直しの支援、パソコンへのフィルタリングソフト搭載要請等を行うとともに、量販店店頭での普及啓発キャンペーンやユーザー発信コンテンツ等（CGMサイト）における青少年保護のための民間での検討支援等を行ってきた。今後も引き続き自殺関連情報等の違法・有害情報対策を進めていく。

なお、内閣府では、自殺対策加速化プランに基づき、検索サイト関係者等と意見交換を実施している。

（※3）フィルタリング：インターネットを利用する際に、一定の有害サイト等の閲覧を制限する機能